

住民監査請求監査結果

(集団回収実績による報奨金の支出に関する件)

令和 6 年 5 月

足立区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

区内在住者

請求人の記載は、個人情報保護により区内在住者としています。

2 請求書の提出

令和6年3月19日

3 請求の要件審査

本請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和6年3月26日に受理の決定を行った。

4 請求の内容

請求人が提出した「足立区職員措置請求書」(別紙)による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 対象となる財務会計上の行為

ごみ減量推進課の事案決定書「集団回収実績による報奨金支給額の決定及び通知の送付について」(令和6年1月17日起案、1月24日決定、5足環ご発第1441号(以下「事案第1441号」という。))によりライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会(以下「本件自治会」という。))に対し、報奨金17,542円を支給決定したこと。

イ 違法である理由

廃棄物を資源として再利用活動を行う登録団体に対する支援等については、足立区集団回収活動支援要綱(以下「支援要綱」という。)において、以下のとおり規定されている。

第1条(目的)「この要綱は、廃棄物を資源として再生利用することを目的として行う区民の自主的な活動(以下「集団回収活動」という。)の支援に関し必要な事項を定めることを目的とする。」

第2条(支援対象団体)「この要綱における支援の対象は、町会、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、マンション管理組合その他営利を目的としない団体で、概ね10以上の世帯で構成されているものとする。」

第3条(集団回収団体の登録)「この要綱における支援を受けようとする実施団体は、集団回収団体登録申請書を区長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。」

第5条(報奨金の算定)「区長は、登録団体に支給する報奨金につい

て、その団体が回収した資源（家庭から排出されたものに限る。）
1 キログラムにつき 7 円で算定するものとする。」

以上から、支援要綱に係る報奨金の支給の要件は、登録団体による回収活動が行われ、回収業者へ引き渡されたことが明確なこと及び再利用対象物の資源は、家庭から排出されたものに限ることと考える。

事案第 1 4 4 1 号の事案概要には、「本件自治会から提出された実績報告書を審査した結果、令和 5 年度第 3 四半期（令和 5 年 1 0 月から 1 2 月）の集団回収実績による報奨金支給額を決定し、報奨金額決定通知書により登録団体の代表者へ通知する」旨記載されているが、本件決定は下記の理由で報奨金支給の要件を満たしておらず、不適正な会計処理であり違法である。

（主張 1）以下二つの理由により、本件自治会においては集団回収活動は存在しない。

（ア）本件自治会会則には、組織の事業活動として廃棄物回収についての記載がなく、集団回収活動が存在しないこと。

（イ）ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管理組合（以下「本件管理組合」という。）が管理する敷地内の廃棄物保管場所に分別して搬入された資源については、登録団体（世帯）ではない管理員が、廃棄物保管場所から集団回収の回収場所（集積所）へ移動・回収しており、本件自治会は関与しておらず、本件自治会により集団回収活動が行われているとはいえないこと。

（主張 2）本件管理組合員等が、管理規約の規定に基づき本件管理組合が管理する敷地内の廃棄物保管場所に分別して搬入した資源等は本件管理組合の所有物であって、支援要綱第 5 条に規定する「家庭から排出されたもの」には該当しない。

（主訴）以上から、本件自治会においては、報奨金の支給要件とする集団回収活動が実施されていない。また、同様に支給要件である家庭から排出された資源に該当しないにもかかわらず、このことに対して、何の確認、対応、措置をせず、報奨金の支給を決定したことは、規定に基づかない瑕疵ある不適正な会計処理であり、違法である。

（2）措置請求について

以下の措置を講ずることを請求する。

- ① 当該事案の登録団体に対する報奨金の交付決定の取消し
- ② 報奨金の返還
- ③ 報奨金の適正執行に反する職員の行為に対しての損害賠償義務の履行の請求

④ 要綱に基づいた適正な事務処理の実施

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から判断して、「集団回収実績による報奨金の支出」を監査対象とした。

2 監査対象部局

環境部ごみ減量推進課を監査対象部局とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づく陳述は、令和6年4月3日に請求人から陳述を行わない旨の回答があったことから実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと判断し棄却する。

以下、事務処理手続の確認、請求人の主張に関する監査対象部局の説明及び事実関係の確認、判断理由について述べる。

1 事務処理手続の確認

(1) 本件報奨金支給に係る規定について

足立区においては、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月27日条例第38号。以下「条例」という。）第13条「区長は、集団回収等、再利用を促進する区民の自主的な活動の支援に努めるものとする。」に基づき、別途支援要綱を制定し、同要綱に定められた手続に従って報奨金支給に係る事務処理を行うこととされている。

支援要綱の主な内容は次のとおりである。

ア 目的（第1条）

廃棄物を資源として再生利用することを目的として行う区民の自主的な活動（以下「集団回収活動」という。）の支援に関し必要な事項を定める。

イ 支援対象団体（第2条）

この要綱における支援の対象は、町会、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、マンション管理組合その他営利を目的としない団体で、概ね10以上の世帯で構成されているものとする。

ウ 集団回収団体の登録（第3条）

（ア）この要綱における支援を受けようとする実施団体は、集団回収団体登録申請書（第1号様式）を区長に提出し、あらかじめ登録しなければならない。

（イ）区長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該団体の登録を行い、その代表者に集団回収団体登録証（第2号様式）を交付し、申請を適当と認めないときはその旨を通知する。

エ 実績報告（第4条）

登録団体の代表者は、集団回収実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）を作成し、回収実施日の翌月10日（10日が土日祝日等閉庁日の場合は、翌開庁日とする。）までに区長に提出するものとする。この場合において、第6条第1号の紙類（紙パックその他資源となる紙類（雑がみ）を除く。）を回収した場合は、第15条の登録を受けた回収業者に紙類を引き渡した上で、第17条第5号の規定により、当該業者から提出された計量証明書（以下「計量証明書」という。）を併せて区長に提出しなければならない。なお、搬入先の古紙直納問屋が発行する計量票をもって、計量証明書に代えることが出来る。

オ 報奨金の算定（第5条）

区長は、登録団体に支給する報奨金について、その団体が回収した資源（家庭から排出されたものに限る。）1キログラムにつき7円で算定するものとする。

カ 報奨金の支給決定（第7条）

（ア）区長は、第4条の規定により登録団体から提出された実績報告書に基づき、提出された実績報告書を審査し、予算の範囲内で報奨金の支給を決定する。

（イ）区長は、前項により報奨金額を決定したときは、報奨金額決定通知書（第6号様式）により、登録団体の代表者に通知するものとする。

キ 報奨金支給の方法（第9条）

（ア）区長は、報奨金の支給を口座振替により行う。

（イ）報奨金の支給を受けようとする登録団体は、あらかじめ報奨金の振込先口座を支払金口座振替依頼書（第7号様式）により区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

（ウ）区長は、報奨金額の決定をしたとき、報奨金算定簿（第9号様式）に記録を行い、同算定簿を添付し、支出処理するものとする。

（2）本件報奨金の支出について

令和５年度第３四半期（令和５年１０月から令和５年１２月分）の本件自治会の集団回収実績に対する報奨金として１７,５４２円を決定している。支出処理日は令和６年２月２１日である。

２ 請求人の主張に関する監査対象部局の説明及び事実関係の確認

（１）「第１ 請求の受付」「４ 請求の内容」の「（１）請求の要旨 イ（主張１及び主張２）」について

ア 監査対象部局は、以下のように説明している。

（主張１について）支援要綱では、「廃棄物を資源として再生利用することを目的として行う区民の自主的な活動」を「集団回収活動」と規定しており、集団回収活動の存在は、必ずしも団体内部の規約等を前提とするものではない。実績報告書及び客観的に集団回収活動の事実を証明する計量証明書の提出を受け、また審査を行うことで、集団回収活動が実施されたものと判断し、報奨金の支給を決定している。

集団回収活動の実施方法については、各団体の事業や特性を考慮して団体自身に委ねている。本件自治会が集合住宅であることを考慮すれば、管理員が資源の移動や回収業者への引き渡し、立会い等の役割を担うものと承知した上で資源を廃棄物保管場所へ搬入することは、実状に配慮した現実的な運用であり、これらをもって集団回収活動の要件を欠くものではない。また、本件管理組合理事長に確認したところでは、前述の管理員の役割について了承しており、実績報告書についても、本件自治会と管理員が情報を共有したうえで作成・提出している。

（主張２について）集合住宅の居住者が廃棄物保管場所に搬入した資源は、当然に家庭から排出されたものと推定され、管理組合が管理する敷地内に搬入されたことをもって、当該管理組合の所有物とはならない。

イ 監査委員は、以下のとおり事実認定した。

（主張１について）支援要綱第１条は、支援対象を、「区民の自主的な活動」と規定しており、活動の具体的な方法等は、各支援対象団体の実状に応じ、その自主性に委ねられているものと解される。

本件自治会会則をみると、第５条（事業）の（７）には自治会の事業に関し包括条項があり、同第１０条（組織）の（４）には環境整備部がリサイクル活動支援を担当する旨規定され、専門部会はマンション内の円滑な運営を行うため管理組合との共同運営を行うものとするとの記載が付されている。これらを総合的に勘案すると、当該マンションにおいては、集団回収活動を含む回収活動は、本件自治会と

本件管理組合とが共同して実施可能な体制となっているものと認められる。

実際に、個々の居住者（自治会員）が排出した資源ごみの集積所への移動、回収業者への引き渡し等の具体的な作業を、管理組合了承の下でマンション管理員が行うとともに、実績報告書の作成に関し自治会と管理員が情報共有を行っており、集合住宅の特性を踏まえて、管理組合と自治会が共同で集団回収活動を実施していることが認められる。

このような集団回収活動の実態を踏まえ、本件自治会が集団回収活動を実施しているとして、交付要綱第3条に基づき登録団体として届け出を提出していると認められる。

（主張2について）マンション居住者から排出された資源ごみを集積所へ移動する前に、マンションの共用施設である廃棄物保管所に一時的に搬入されたからといって、それが家庭から排出されたものであることには変わりがない。

3 判断理由

請求人の主訴は、「第1 請求の受付」「4 請求の内容」「(1) 請求の要旨 イ（主訴）」のとおりであり、本件助成金の交付決定・支出は違法であるとして、交付決定を取り消すこと、あるいは助成金を返還させること等を求めているものと解される。

以下の理由から、本件助成金の交付決定・支出は違法又は不当であるとはいえないものと判断する。

- (1) 本件マンションにおいては、マンション居住者（自治会員）が排出した資源ごみの集団回収活動を本件管理組合と本件自治会とが共同して実施している実態があり、これを踏まえて、本件自治会が支援要綱第3条に基づき、本件集団回収活動について、登録団体として届け出を行い、同第4条に基づき実績報告書を提出しているものであり、何ら問題はないこと。
- (2) 本件自治会に対する本件助成金の交付については、交付要綱に基づき、適正に処理されており、支出負担決定行為にも瑕疵は認められない。交付金額にも誤りはなく、区に損害が発生している事実はないこと。

4 結論

請求には理由がないものと判断し、棄却する。

足立区職員措置請求書

1 請求の要旨

（対象となる財務会計上の行為について）

事案決定書記号番号5足環ご発第1441号令和6年1月17日起案、1月24日決定、事案「集団回収実績による報奨金支給額の決定及び通知の送付について【第3四半期:令和5年10月から令和5年12月分】」で、登録番号5336、登録団体名ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会に対して決定した報奨金支給額17,542円

（別紙事実証明書1のとおり）

（違法である理由について）

財務会計上の行為である処の上記事案決定書の足環ご発第1441号（以下「事案第1441号という。」は、事案「集団回収実績による報奨金支給額の決定及び通知の送付について」裏面の事案概要には、「足立区集団回収活動支援要綱第7条第1項に基づき、登録団体から提出された実績報告書を審査した結果、令和5年度第3四半期(令和5年10月から12月)の集団回収実績による報奨金支給額を下記の通り決定する。また、同条第2項に基づき、報奨金額決定通知書により登録団体の代表者へ通知する。また、同条第2項に基づき、報奨金額決定通知書により登録団体の代表者へ通知する。」とある。

しかし乍ら、廃棄物を資源として再利用に係る支援等については、足立区集団回収活動支援要綱（以下「支援要綱」という。）に規定、

第1条（目的）に、この要綱は、足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年足立区条例第38号。以下「条例」という。）第13条に基づき、廃棄物を資源として再利用することを目的として行う区民の自主的な活動（以下「集団回収活動」という。）の支援に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（支援対象団体）に、この要綱における支援の対象は、町会、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、マンション管理組合その他営利を目的としない団体で、概ね10以上の世帯で構成されているものとする。

第3条（集団回収団体の登録）第1項に、この要綱における支援を受けようとする実施団体は、集団回収団体登録申請書（第1号様式）を区長に

提出し、あらかじめ登録しなければならない。(第2項・第3項は割愛)

第4条第1項に、登録団体の代表者は、集団回収実績報告書(第5号様式、以下「実績報告書」という。)を作成し、回収実施日の翌月10日(10日が土日祝日等閉庁日の場合は、翌開庁日とする。)までに区長に提出するものとする。この場合において、第6条第1号の紙類(紙パックその他資源となる紙類(雑がみ)を除く。)を回収した場合は、第15条の登録を受けた回収業者に紙類を引き渡した上で、第17条第5号の規定により、当該業者から、提出された計量証明書(以下「計量証明書」という。)を併せて区長に提出しなければならない。なお、搬入先の古紙直納問屋が発行する計量票をもって、計量証明書に代えることが出来る。

同条第2項に、登録団体は、資源回収状況の確認、資源引渡し時の立会い等を行い、資源の状態や量の把握に努めなければならない。(第3項は割愛)

第5条(報奨金の算定)に、区長は、登録団体に支給する報奨金について、その団体が回収した資源(家庭から排出されたものに限る。)1キログラムにつき7円で算定するものとする。

第7条(報奨金の支給決定)第1項に、区長は、第4条の規定により登録団体から提出された実績報告書に基づき、提出された実績報告書を審査し、予算の範囲内で報奨金の支給を決定する。

第8条(支給決定の取消し)に、区長は、登録団体が第12条第1項各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第12条(登録の取消し等)に、区長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定による登録を取り消すことができる。第3号に、虚偽の報告その他不正の手段により報奨金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき。、とある。

(別紙事実証明書2のとおり)

これらのことから、支援要綱に係るいわゆる報奨金の支給の要件は、①登録団体による回収活動が行われ、回収業者へ引き渡されたことが明確なこと。②再利用対象物の支援は、家庭から排出されたものに限ること。、と考える。

鑑みて、事案第1441号は、事案概要に「登録団体から提出された実績報告書を審査した結果、報奨金支給額を決定する」、とはあるが、当該登録団体のライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会(以下「アクアステージ自治会」という。)に対する第4四半期:令和5年10月分から11月分の報奨金交付決定は、決定の結果において、下記のとおりの理由で、支出負担決定行為には瑕疵がある不適正な会計処理なのが違法とす

るものである。

＜①登録団体の回収活動に係る観点からの理由＞

当該団体「アクアステージ自治会」の回収活動は、集合住宅マンション荒川遊園アクアステージ内の組合員当世帯から排出する資源に係り、同じ地域で活動するライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管理組合と共同する事業活動である。

（別紙参考資料個人作成のとおり）

踏まえて、一つは、当該団体アクアステージ自治会の会則に係る観点からの理由

支援要綱第1条（目的）に「廃棄物を資源として再利用することを目的として行う区民の自主的な活動（以下「集団回収活動」という。）」とあるが、そもそも当該アクアステージ自治会の会則には、組織の事業活動等の基本となる廃棄物の業務についての記載がないのでは、集団回収活動が存在しないということである。

その当該団体アクアステージ自治会の会則についてですが、さきのライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管理組合（足立区小台2-3-21に事務所所在、以下「アクアステージ管理組合」という。）の2021年（令和3年）6月27日開催の管理組合臨時総会において、下記①のとおり経過で議決され改訂されたことでは、支援要綱第1条（目的）に掲げる廃棄物を資源として再利用することを目的として行う区民の自主的な活動の集団回収活動が存在しないのでは、実施もされていないものと認識する。一方、アクアステージ管理組合の管理規約には、下記⑤のとおり、業務として「ごみ処理」は規定されている。

にも拘わらずに、登録団体のままで、何らの調査や確認もしなくて、しかも何らの対応や措置もしない様子の報奨金の支給要件とする集団回収活動が実施されていないのに支援にかかる報奨金を決定したことは、規定に基づかない支出負担行為で瑕疵のある不適正な会計処理である。また、会則に集団回収活動ない事項では、虚偽の報告その他不正の手段により報奨金の支給を受けたときに相当する。

記(1)

アクアステージ管理組合2021年（令和3年）6月27日開催

第20期第1回臨時総会議案

議題第7号議案 自治会会則の改訂に関する件

＜審議事項＞自治会会則の改訂

1. 改訂箇所：別紙参照

2. 改訂理由：現状の実態に合わせるため

3. 改訂日：令和3年7月1日

記(2)

アクアステージ管理組合 2021年（令和3年）6月27日開催

第20期第1回臨時総会議事録について

議題第7号議案 自治会会則の改訂に関する件

＜議案説明者＞・議長

＜審議結果＞・承認（賛成多数）

＜承認事項＞・自治会会則の改訂

1. 改訂箇所：総会資料参照

2. 改訂日：令和3年7月1日

＜主な質疑応答・意見＞なし

記(3)

改訂後のアクアステージ自治会会則（一部抜粋）

目的

アクアステージ自治会は、いかなる政党、思想、宗教のも偏らず、ライオンズマンション荒川遊園アクアステー居住者の基本的人権を尊重し、住民相互の円滑な連絡、環境の整備等を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資する近隣地域との連携保持を目的とする。また、管理規約第33条（業務）の「12、官公署、町内会等との渉外業務」、「13、マンションおよび周辺の風紀、秩序および安全の維持、防災ならびに居住環境の維持および向上に関する業務」や「15、地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成」を中心に活動する。

記(4)

アクアステージ自治会会則の改訂後の附則（一部抜粋）

第1条（会則の発効）この会則は、平成14年2月1日から効力を発する。令和3年6月27日開催の管理組合臨時総会において改定、令和3年6月28日から施行する。

第2条（自治会の成立）アクアステージ自治会は、管理組合の成立と同時に成立したものとする。

記(5)

アクアステージ管理組合 管理規約第23条（敷地及び共用部分等の管理）第1項に、敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。

記⑥

アクアステージ管理組合 管理規約第33条（業務）に、管理組合は、建物ならびにその敷地および附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。

第1項に、管理組合が管理する敷地および共用部分等の保安、保全、保

守、清掃、消毒およびごみ処理、とある。

二つ目は、登録団体アクアステージ自治会の集団回収活動に係る理由
資源回収場所は、支援要綱第3条（集団回収団体登録）に規定する集団
回収団体登録申請書（第1号様式）

（別紙事実証明書3のとおり）

に記載のとおり集積箇所数とあることから、登録団体（世帯）は、資源
を集積所へが集団回収活動の一環だと認識する。

（別紙参考資料個人作成のとおり）

しかし、現状は、当管理組合が管理する敷地内の建物の廃棄物保管場所
に資源等をコンテナに分別して搬入した資源は、廃棄物保管場所から、回
収場所なる集積所へ移動・回収を実態は、登録団体（世帯）ではない管理
員が行っているということが明確となった。このことは、2023年（令
和5年）4月16日開催のアクアステージ管理組合第21回通常総会結果
ご通知の添付資料5「事前質問状に対する理事会からの回答質問内容⑧」
に、下のようであった。

資源ゴミの取り扱いについて

- 1， 廃棄物保管場所の開閉は誰が行っているのか。
- 2， 資源ゴミの回収場所への移動は誰が行っているのか。
- 3， 空き缶プレス機の合鍵は誰が持っていて、誰が作業を行っているの
か。電気料金の負担は少額であると思われるが、どうなっているのか、
監理規約上の第三者使用に該当するのではないか。

回答

- 1， 管理員が行っています。
- 2， 同上
- 3， 空き缶プレス機はスイッチで作動させることができ、鍵はございま
せん。作業は主に管理員が行っており、管理委託契約書の管理員の清掃
内容にも記載されております。電気料金は管理組合にて負担していま
す。当該設備は足立区から拝借しており、通常の使用は管理員が行って
いるため、第三者利用には該当しないと考えております。

（別紙事実証明書5のとおり）

これらから、コンテナに分別された資源が廃棄物保管場所から集積所ま
で集団回収活動であるとする肝心な移動・回収作業についてが、及び、回
収業者が資源を回収した後のコンテナの廃棄物保管場所への移動・回収作
業についても同様に登録団体のアクアステージ自治会が関与をしていな
い状態であることが明確になった。改めて、管理員は、登録団体員でもな
いことでは、集団回収活動ということには、到底ならないと考える。

従い、登録団体のアクアステージ自治会が関与もしていないことでは、

何も集団回収活動をしていないのと同じではないのかである。集団回収活動の基本的な事項である移動・回収業務をしていないのでは、集団回収状況の確認、資源引渡し時の立会いも同様なのではないか、ましてや、資源回収実績報告書（以下「実績報告書」という。）の作成については、当該登録団体のアクアステージ自治会が移動・回収業務をしていないのに紙類は、さておき如何にしても作成出来るとは到底に考えられない、それでも提出があったのは、不思議なことであると考ええる。

もつて、報奨金の支給要件とする集団回収活動が行われていないのに、これらに何らの対応や措置もしない様子での当該登録団体のアクアステージ自治会への報奨金の支給決定は、規定に基づかない瑕疵ある不適正な会計処理であるとするのが違法とする理由である。また、集団回収活動が行われていない様相では、虚偽の報告その他不正の手段により報奨金の支給を受けたときに相当する。

＜②資源は、家庭から排出されたものに係る観点からの理由＞

支援要綱第5条（報奨金の算定）に、「区長は、登録団体に支給する報奨金について、その団体が回収した資源（家庭から排出されたものに限る。）1キログラムにつき7円で算定するものとする。」、とあるが、当該団体のアクアステージ自治会の集団回収活動は、アクアステージ管理組合員の世帯（組合員等）が当該管理組合の管理規約の廃棄物保管場所使用細則第1条（廃棄物の搬入、搬出方法）に、「組合員等は、廃棄物の廃棄物保管場所への搬入にあたり次の各号の方法を遵守し、協力するものとする。」

第1項に、「廃棄物は可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ（古紙等）に分別して搬入すること。」（第2項以下割愛）、とある。

（別紙事実証明書6のとおり）

即ち、当該アクアステージ管理組合員等が、管理規約の規定に基づき、管理組合が管理する敷地内の建物の廃棄物保管場所に資源等を分別して搬入した資源等は、

（別紙参考資料個人作成のとおり）

当該組合の所有物なので、その資源回収については、いわゆる行政回収、或いは、いわゆる集団活動になると推測するが、その資源回収の一部である集団回収についてが、当該アクアステージ自治会が運営主体とは、報奨金の支給の要件とする資源は、家庭から排出されたものに限るとするに反することであり、資源搬出（回収）の場所が当該管理組合の敷地内では、廃棄物保管場所からの資源の持ち去り、窃盗の様相としか言いようがないほどである。だとすれば、虚偽報告その他不正の手段により報奨金の支給を受けたときに相当するので、然るべき調査することが肝要である。

このことに対して、何らの確認もしなく、且つ、何らの対応や措置もしないで、これまでどおりの実績報告書の審査での登録団体の当該アクアステージ自治会への報奨金の支給決定は、規定に基づかない瑕疵ある不適正な会計処理なのが違法とする理由である。

因みに、登録団体の代表者が作成し提出する実績報告書についてですが、作成には、具体性がないことから、現状は形骸化の様相なので、いっその報告書の様式の上段には、回収業者の欄があるので、回収量については、先ずは、回収業者が記入する方が現実的で効果的であると考えてるので、検証や支援要綱の見直しが必要ではないかとする。

(損害について)

報奨金の支給額 17,542 円が区に生じている。

(措置請求について)

[財務会計上の行為によって被った損害を補填するために返還等の措置]

当該登録団体に対する報奨金の支給決定は、支援要綱上の規定に基づかない回収活動や資源での団体に対する支出負担決定行為では、瑕疵のある不適正な会計処理であるとする。及び、虚偽の報告により報奨金の支給を受けたと見做しても決しておかしくない事案とするので、調査の上、支給決定の全部を取り消し、報奨金の全部を返還させること。

それが出来ないならば、執行機関においても報奨金の予算の適正執行に反する職員の当該職務上の義務に違反する行為に対して損害賠償義務の履行を予算の執行起案に請求すること。並びに、当該事案の登録団体に対する報奨金の支給に係る事務処理については、支援要綱に基づき然るべき実施するための是正措置を請求する。

2 請求者

区内在住者

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年3月19日

(注) 措置請求書本文については原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。